

農村地域工業等導入促進法の活用について

平成 28 年 11 月
(一財)都市農山漁村交流活性化機構

法律の目的

農村地域への工業等の導入、導入される工業等への農業従事者の就業、及び農業構造の改善を促進することにより、農業と工業等との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図る。

対象地域

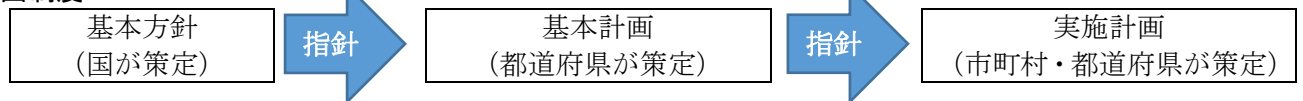
農業振興地域、振興山村及び過疎地域を含む市町村

(ただし、政令で定める三大都市圏の市町村、人口 20 万人以上の市、及び人口 10 万人以上で人口増加率もしくは第 2 次産業への就業者の比率が全国平均を超える市を除く。)

対象業種

工業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業

計画制度



計画達成のための支援措置

- 税制上の措置
 - ・個人が工業団地に供する農用地を譲渡した場合の所得税の軽減
- 金融上の措置
 - ・日本政策金融公庫による低利子融資
- その他の措置
 - ・農地転用に係る配慮（農地法の転用許可基準及び許可権限の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例）
 - ・職業紹介の充実、職業訓練の実施 等

実施計画の策定・具体化の流れ（例）

- 事前調査（工業等導入地区の適地選定、権利関係調査、地権者・周辺農家・企業ニーズの把握等）
- ↓
- 実施計画案の作成（工業等導入の必要性、面積決定・地区選定の根拠等）
- ↓
- ※20 ha 以上の場合は環境影響調査検討の実施
- 都道府県の関係各課と調整・事前協議（農地、農振、農業投資、都市計画、土木、環境など関係各課）
- ↓
- ※やむをえず農用地区域内の農地を含む形で工業等導入地区を設定しようとする場合は、事前に十分な調整を行い、農振除外（農振整備計画の変更）の手続きを行う。
- ↓
- ※基盤整備事業実施中又は完了後 8 年を経過しない農用地区域内の土地を含む場合は、地方農政局長と協議
- ↓
- 都道府県と法定協議（都道府県が策定する場合は、関係市町村の意見を聞く）
- ↓
- 都道府県知事からの同意
- ↓
- 実施計画の決定（計画概要の公表、計画の縦覧）
- ↓
- 主務大臣に実施計画の写しを送付（都道府県知事を經由）
- ↓
- 農地転用の本申請・農地転用許可、都市計画の開発許可申請・開発審査会・許可等（必要に応じて）
- ↓
- 農工計画の具体化